

宮城県警察情報化推進・情報セキュリティ対策委員会に関する訓令

平成23年2月17日

宮城県警察本部訓令第4号

宮城県警察情報化推進・情報セキュリティ対策委員会に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察情報化推進・情報セキュリティ対策委員会に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、宮城県警察情報化推進・情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高度情報化の進展に伴い複雑多様化する警察業務に対処し、宮城県警察における情報化施策の計画的かつ効率的な推進並びに宮城県警察情報システム及び管理対象情報における情報セキュリティ対策の効果的な推進を図ることを目的とし、委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会に次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 副委員長 総務部長
- (3) 委員 警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、仙台市警察部長、東北管区警察局宮城県情報通信部長、首席監察官、組織犯罪対策局長及びサイバーセキュリティ統括官

2 委員長は、必要があるときは、前項第3号に掲げる者以外の者の委員会への出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員会は、次に掲げる事項のうち重要なものについて総括的に審議し、その具体的な施策を樹立することを任務とする。
 - (1) 宮城県警察情報化推進の基本方針及び総合調整に関すること。
 - (2) 宮城県警察情報システムの整備に関すること。
 - (3) 情報セキュリティ対策に関すること。
 - (4) 情報リテラシーに関すること。
 - (5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか必要な事項に関すること。
- 5 委員長は、内容が定例かつ軽易なものであり、委員会で審議する必要がないと認めたものについては、第5条第1項の幹事会に審議を委任することができる。

(幹事会の設置等)

第5条 委員会の審議に必要な事項についてあらかじめ調査、研究及び検討し、会議の能率的運営を期するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会に次の各号に掲げる者を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 幹事長 総務部長

(2) 副幹事長 総務部情報管理課長

(3) 幹事 総務部総務課長、警務部警務課長、生活安全部生活安全企画課長、地域部地域課長、刑事部刑事総務課長、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長、交通部交通企画課長、警備部公安課長、仙台市警察部庶務課長、東北管区警察局宮城県情報通信部通信庶務課長及び総務部情報管理課情報管理調査官

3 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、その会議を主宰し、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

4 幹事長は、幹事会において調査、研究及び検討した事項を委員会に報告するものとする。

(専門部会)

第6条 委員会の審議に必要な事項について専門的又は継続的に調査及び研究させるため、幹事会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、幹事長が指名する者をもって構成する。

3 専門部会は、命ぜられた事項について調査及び研究した結果を幹事会に報告するものとする。

(推進担当者の指定)

第7条 委員会の決定事項の実施及び連絡調整を効率的に推進し、所属における情報化推進・情報セキュリティ対策の総合的推進を図るため、各所属に推進担当者を置く。

2 推進担当者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 警察本部の所属 各所属の庶務を担当する最上位の職に置かれた職員

(2) 警察署 警務課長

(委員会等の庶務)

第8条 委員会、幹事会及び専門部会の庶務は、総務部情報管理課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年2月17日から施行する。

附 則 (平成26年8月18日本部訓令第20号)

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成30年2月15日本部訓令第6号）

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日本部訓令第15号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月4日本部訓令第6号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。